

四 半 期 報 告 書

(第103期第2四半期)

堺市堺区老松町3丁77番地

株式会社シマノ

E 0 2 2 5 7

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社シマノ

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月11日

【四半期会計期間】 第103期第2四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社シマノ

【英訳名】 SHIMANO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島野容三

【本店の所在の場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 平田義弘

【最寄りの連絡場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 平田義弘

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第103期 第2四半期連結累計期間	第103期 第2四半期連結会計期間	第102期
会計期間	自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
売上高 (百万円)	90,057	44,965	235,142
経常利益 (百万円)	9,097	1,981	36,709
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,565	1,060	25,150
純資産額 (百万円)	—	173,289	165,768
総資産額 (百万円)	—	198,362	193,238
1株当たり純資産額 (円)	—	1,800.75	1,721.36
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	68.46	11.06	262.14
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	87.1	85.4
営業活動によるキャッシュ フロー (百万円)	28,800	—	19,935
投資活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△6,608	—	△21,681
財務活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△4,587	—	△6,372
現金及び現金同等物の四半 期末(期末)残高 (百万円)	—	57,444	38,509
従業員数 (人)	—	9,156	9,610

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

当第2四半期連結会計期間における各事業の種類別セグメントに係る主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

（釣具事業）

新規連結：Innovative Textiles Inc.

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

新たに関係会社となった会社

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Innovative Textiles Inc.	アメリカ合衆国 コロラド州	千USドル 23,758	釣具	42.3 (42.3) [52.3]	当社の釣具を製造 しております。

（注）「議決権の所有又は被所有割合」欄（内書）は間接所有であり、[外書]は緊密な者等の所有割合であります。

4 【従業員の状況】

（1） 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	9,156	(1,330)
---------	-------	---------

- （注）1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

（2） 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	1,082	(398)
---------	-------	-------

- （注）1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
自転車部品	28,854
釣具	8,214
その他	281
合計	37,351

(注) 1 金額は販売価格による概算値であります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、自転車部品及び釣具については大部分見込生産によっており、冷間鍛造品については受注生産をおこなっておりますが、受注生産の金額は僅少であるため記載を省略いたします。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
自転車部品	32,804
釣具	11,808
その他	351
合計	44,965

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におきましては、昨年秋以降に拡大した米国発の金融危機の影響が続き、主要先進国の景気後退と新興国の成長減速により、世界同時不況といわれる局面となりました。各地で個人消費が大幅に減退し、為替変動による影響とともに、製造業・輸出産業は強い打撃を受けています。

こうした状況のもと、当社グループは「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよろこびに貢献する。」を使命に、お客様の自転車ライフ・フィッシングライフをより豊かにするため、こころ躍る製品づくりに邁進してまいりました。

しかしながら、世界同時不況の影響および在庫調整の圧力により、自転車部品事業、釣具事業ともに販売が低迷し厳しい状況に置かれました。

この結果、当第2四半期連結会計期間における売上高は44,965百万円、営業利益は3,470百万円、経常利益は1,981百万円、四半期純利益は1,060百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

自転車部品事業

普及価格帯自転車の需要は、世界的な経済危機の影響を受けた消費者の購買意欲の低下により、国内、海外市場ともに大きく落ち込んでおりましたが、需要の低下については底を打ったのではないかと思われます。しかしながら、市場の在庫調整には一定の時間を要することから、当期における当社普及価格帯製品の出荷回復には繋がりませんでした。

また、世界的な健康と環境への関心に後押しされた中高価格帯のスポーツ自転車に対する消費者の需要は、日米欧ともに依然として底堅いものがあります。しかしながら、市場における在庫圧縮志向が顕著になったことや、実際の在庫調整が当初予想されたよりも長引いたことにより、当社の中高価格帯製品の出荷は一時的に減少したままに終わりました。

この結果、当事業の売上高は32,804百万円、営業利益は3,151百万円となりました。

釣具事業

国内市場では新製品による增收効果はあったものの、昨年後半からの不況感および小売段階における在庫調整の圧力によりまして、売上高は11,808百万円、営業利益は420百万円となりました。

その他事業

その他事業の売上高は351百万円、営業損失は100百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

自転車部品におきましては、世界同時不況による消費マインドの低迷を危惧した完成車メーカーの在庫圧縮の動きが顕著になりました。また、市場動向を見極めたいとの完成車メーカーの意向が強く、出荷が伸び悩みました。釣具につきましては、状況は厳しいものの、ほぼ底を打った状態で推移しました。

この結果、売上高は33,665百万円となり、営業利益は1,118百万円となりました。

北米

米国経済が不透明な中、釣具市場はいまだ厳しい状況であるものの、環境、健康に対する自転車への需要は底堅く、また新規連結会社の寄与もありました。

この結果、売上高は6,738百万円となり、営業利益は261百万円となりました。

ヨーロッパ

世界的な景気後退の影響が引き続きあるものの、自転車部品、釣具につきましては堅調に推移した一方、ユーロ安による為替の影響がありました。

この結果、売上高は7,264百万円となり、営業利益は464百万円となりました。

アジア

世界同時不況による市場の景況感が不透明な中、完成車メーカーの在庫圧縮、また需要動向を見極めたいとの意向により、普及価格帯製品の受注調整が続きました。

この結果、売上高は13,001百万円となり、営業利益は1,570百万円となりました。

その他の地域

世界的に景況感が不透明な中、積極的に市場の拡大に努めました。

この結果、売上高は847百万円となり、営業利益は54百万円となりました。

なお、上記の所在地別セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は198,362百万円（前連結会計年度比2.7%増）となりました。これは、現金及び預金が18,788百万円増加し、受取手形及び売掛金が8,775百万円、たな卸資産が7,233百万円それぞれ減少したこと等によるものです。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は25,072百万円（前連結会計年度比8.7%減）となりました。これは、主として買掛金が2,104百万円減少したこと等によるものです。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は173,289百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。これは、主として利益剰余金が3,631百万円増加したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比べ15,247百万円増加して、57,444百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、17,542百万円の増加となりました。主な収入要因はたな卸資産の減少7,728百万円、売上債権の減少3,375百万円、減価償却費2,398百万円、税金等調整前四半期純利益1,981百万円等によるものです。また主な支出要因は法人税等の支払額369百万円、利息の支払額132百万円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,793百万円の減少となりました。主に有形固定資産の設備投資2,215百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,990百万円の減少となりました。主に短期借入金の減少1,588百万円等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

(A) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、製造拠点各所在国強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、グローバルなサービス体制、並びにグループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i)お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、(ii)個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び(iii)個々の従業員がその能力を存分に發揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要がある

と考えています。

(B) 基本方針実現のための取組み

(i) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(a) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけ るサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応えた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、当社は、BRICSを始めとする発展著しい国々が現れていることから、当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する潜在的な需要は今後も増加するものと考えております。そのような背景の中、当社は、コア・コンピタンスの強化、自転車文化・釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

(b) コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役1名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役2名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内部監査部門として業務監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査しております。これに加え、平成18年度より、内部統制の整備・充実に着手し、平成19年4月にはグローバルな内部統制システムの構築・推進の一環として、内部統制推進室を設置いたしました。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、昭和47年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株取得を行い、平成15年度以降6年間で配当と合わせた株主還元総額は、同期間の連結当期純利益合計を上回っております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年1月22日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、また、平成20年3月27日開催の第101期定時株主総会において、本プランの導入をご承認いただきました。

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容は、以下のとおりです。

(a) 本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるこ

とを目的としています。

(b) 対象となる買付等

本プランは、以下 又は に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といい、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面及び代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。

(d) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社が別途交付する買付説明書の様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社（取締役会及び独立委員会）に対して提出して頂きます。なお、独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることができます。

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実行可能性等を含みます。）

買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）

買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付者等による当社の株券等の過去の各取得の時期、数、価額及び方法等、並びに、買付者等による当社の株券等の過去の各譲渡に関する譲渡の時期、数、価額及び方法等

買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的な方策

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(e) 独立委員会による検討・勧告等

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。独立委員会は、買付者等から買付説明書を受領してから原則として最長90日が経

過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、当社取締役会から買付等の内容に対する意見及びその理由並びに代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、必要に応じて、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるるものとします。

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、所定の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行います。すなわち、独立委員会は、買付者等による買付等が下記(g)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が下記(g)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。また、当初の独立委員会検討期間の終了時までに、上記の勧告を行うに至らない合理的な理由が存する場合には、独立委員会は、合理的な範囲内（原則として30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

(f) 取締役会の決議／株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予、株主総会実務等の諸般の事情を考慮の上、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することが必要であると判断する場合、又は独立委員会が新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認するべき旨の留保を付した場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(g) 新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議により、新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

（イ）株券等を買い占め、その株券等について当社や当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為

（ロ）当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ハ)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(ニ)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事实上強要するおそれのある買付等である場合

当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない買付等である場合

買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の企画開発力・技術力等の根幹である個々の従業員のノウハウ等、取引先・従業員等との信頼関係及び企業風土等を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(h) 新株予約権の概要

当社は、割当期日における当社以外の当社の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、大要以下の内容を有する新株予約権を無償にて割り当てます。

新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。また、新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、当社株式1株当たりの行使価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で別途定める価額とします。その行使期間は、当社取締役会決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で別途定める期間とします。

また、(I)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、(II)その共同保有者、(III)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、(IV)その特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として新株予約権行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として新株予約権行使することができません。

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

さらに、当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも新株予約権を無償で取得することができます。また、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます

きます。

(i) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、第101期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(j) 株主の皆様への影響

本プランの導入にあたっては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主又は投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

なお、本新株予約権の割当の方法、本新株予約権の行使方法及び当社による取得の方法につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたします。

(C) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(i) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、本プランの導入、発動又は廃止に際して株主の皆様の意思を確認することができるものとされ、株主意思を重視することであること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会により本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断がなされ、また、その判断の概要は株主の皆様に対して情報開示がなされること、合理的な客観的な要件が充足されなければ本プランは発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を受けることができるものとされていること、及び デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、取締役の解任要件を加重していないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は1,894百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	262,400,000
計	262,400,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	96,003,207	96,003,207	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式 単元株式数は100株であります。
計	96,003,207	96,003,207	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	96,003,207	—	35,613,098	—	5,822,646

(5) 【大株主の状況】

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	ピーオーボックス 351, ポストン, アメリ カ(東京都中央区日本橋兜町6番7号)	14,500	15.10
湊興産株式会社	堺市堺区三条通1番2号	7,400	7.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,126	4.30
太陽工業株式会社	東京都大田区大森南1丁目17番17号	4,040	4.21
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,006	4.17
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,822	3.98
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	3,085	3.21
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,020	3.15
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7-9	2,637	2.75
島野 喜三	堺市堺区	2,300	2.40
計	—	48,939	50.98

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は1,658千株であります。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は2,798千株であります。
- 3 アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシーから平成20年12月12日付
けで大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成20年12月9日現在で以下の株式数を保有している旨
の報告を受けました。
- 4 上記3については、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができま
せんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アーノルド・アンド・エス・ ブレイクロウダー・アドバイ ザーズ・エルエルシー	アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ、 ニューヨーク、アメリカ	13,314	13.87

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 98,400	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 95,835,300	958,353	同上
単元未満株式	普通株式 69,507	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	96,003,207	—	—
総株主の議決権	—	958,353	—

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社シマノ	堺市堺区老松町 3丁77番地	98,400	—	98,400	0.10
計	—	98,400	—	98,400	0.10

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	3,610	3,250	3,430	3,200	3,510	3,800
最低(円)	3,080	2,700	2,965	2,820	2,860	3,380

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清稜監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	61,102	42,314
受取手形及び売掛金	22,417	31,192
商品及び製品	19,469	22,508
仕掛品	12,722	16,560
原材料及び貯蔵品	4,661	5,017
繰延税金資産	2,304	1,957
その他	2,251	3,293
貸倒引当金	407	352
流動資産合計	124,522	122,492
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,667	16,502
機械装置及び運搬具（純額）	10,903	10,349
土地	11,752	11,692
建設仮勘定	2,481	880
その他（純額）	3,793	3,912
有形固定資産合計	45,598	43,337
無形固定資産		
のれん	4,363	3,816
ソフトウエア	4,651	5,178
ソフトウエア仮勘定	49	113
その他	3,536	2,853
無形固定資産合計	12,600	11,961
投資その他の資産		
投資有価証券	10,257	9,990
長期貸付金	40	45
繰延税金資産	3,440	3,346
その他	2,469	2,632
貸倒引当金	566	567
投資その他の資産合計	15,640	15,446
 固定資産合計	73,839	70,746
資産合計	198,362	193,238

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成21年6月30日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年12月31日)

負債の部		
流動負債		
買掛金	4,664	6,768
短期借入金	1,717	2,304
未払法人税等	3,157	2,101
繰延税金負債	487	768
賞与引当金	917	937
役員賞与引当金	77	132
その他	8,943	9,184
流動負債合計	19,967	22,197
固定負債		
長期借入金	1,399	2,019
繰延税金負債	1,050	675
退職給付引当金	1,410	1,347
役員退職慰労引当金	1,179	1,140
その他	64	89
固定負債合計	5,105	5,272
負債合計	25,072	27,469
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,613	35,613
資本剰余金	5,823	5,823
利益剰余金	140,636	137,004
自己株式	394	391
株主資本合計	181,678	178,049
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,564	1,658
為替換算調整勘定	7,412	11,302
評価・換算差額等合計	8,977	12,961
少数株主持分	589	680
純資産合計	173,289	165,768
負債純資産合計	198,362	193,238

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)	
売上高	90,057
売上原価	60,232
売上総利益	29,825
販売費及び一般管理費	※ 21,206
営業利益	8,619
営業外収益	
受取利息	282
受取配当金	93
為替差益	760
その他	132
営業外収益合計	1,269
営業外費用	
支払利息	209
その他	581
営業外費用合計	791
経常利益	9,097
税金等調整前四半期純利益	9,097
法人税、住民税及び事業税	3,294
法人税等調整額	△804
法人税等合計	2,490
少数株主利益	41
四半期純利益	6,565

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
売上高	44,965
売上原価	30,701
売上総利益	14,263
販売費及び一般管理費	※ 10,793
営業利益	3,470
営業外収益	
受取利息	124
受取配当金	87
その他	34
営業外収益合計	246
営業外費用	
支払利息	129
為替差損	1,252
その他	354
営業外費用合計	1,736
経常利益	1,981
税金等調整前四半期純利益	1,981
法人税、住民税及び事業税	1,209
法人税等調整額	△322
法人税等合計	886
少数株主利益	33
四半期純利益	1,060

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	9,097
減価償却費	4,663
受取利息及び受取配当金	△375
支払利息	209
売上債権の増減額（△は増加）	9,726
たな卸資産の増減額（△は増加）	9,244
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,347
有形固定資産除売却損益（△は益）	44
未払賞与の増減額（△は減少）	1,270
その他	△414
小計	31,117
利息及び配当金の受取額	344
利息の支払額	△321
法人税等の支払額	△2,340
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,759
無形固定資産の取得による支出	△306
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△2,167
その他	625
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,608
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△766
配当金の支払額	△2,921
短期借入金の純増減額（△は減少）	△741
少数株主への配当金の支払額	△155
その他	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,587
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,331
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	18,935
現金及び現金同等物の期首残高	38,509
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 57,444

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	
(1) 連結の範囲の変更	当第1四半期連結会計期間から、新たに設立したShimano Europe Bike Holding B.V.を連結の範囲に含めております。 当第2四半期連結会計期間から、Innovative Textiles Inc.については株式を新たに取得したことにより、連結の範囲に含めております。
(2) 変更後の連結子会社の数	40社
2 会計処理基準に関する事項の変更	連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 当連結会計年度の第1四半期連結会計期間から平成18年5月17日公表の「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第18号）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これにより四半期連結財務諸表に与える影響は、軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 たな卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
5 法人税並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年6月30日)

法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年4月30日 法律第23号））に伴い、法定耐用年数及び資産区分が見直されました。これを契機に、当社及び国内連結子会社の機械装置及び運搬具の一部の資産について耐用年数を見直し、当第1四半期連結会計期間より改正後の耐用年数に基づいて減価償却費を算定する方法に変更しております。

この変更により損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※ 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 91,739百万円	※ 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 87,822百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年6月30日)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給料及び手当	4,965百万円
退職給付費用	127百万円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給料及び手当	2,564百万円
退職給付費用	64百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年6月30日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成21年6月30日現在)

現金及び預金	61,102百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期	△3,657百万円
預金	
小計	57,444百万円
現金及び現金同等物	57,444百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

及び当第2四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (千株)
普通株式	96,003

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (千株)
普通株式	98

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年3月26日 の定期株主総会	普通株式	利益剰余金	2,925	30.50	平成20年12月31日	平成21年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年7月28日 開催の取締役会	普通株式	利益剰余金	2,925	30.50	平成21年6月30日	平成21年9月4日

5 株式資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行つておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

当社グループの所有する有価証券は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっておりますが、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

当社グループのデリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しているため、開示に該当する事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	自転車部品 (百万円)	釣具 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					—	
(1) 外部顧客に対する売上高	32,804	11,808	351	44,965	—	44,965
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	32,804	11,808	351	44,965	—	44,965
営業利益又は営業損失(△)	3,151	420	△100	3,470	—	3,470

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）

	自転車部品 (百万円)	釣具 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					—	
(1) 外部顧客に対する売上高	68,121	21,318	618	90,057	—	90,057
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	68,121	21,318	618	90,057	—	90,057
営業利益又は営業損失(△)	8,324	521	△226	8,619	—	8,619

(注) 1 事業の区分は、製品の用途による区分によっております。

2 各区分の主な製品

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 自転車部品 | フリーホイール、フロントギヤ、変速機、ブレーキ他 |
| (2) 釣具 | リール、ロッド他 |
| (3) その他 | 冷間鍛造品、スノーボード関連用品他 |

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	28,065	6,618	6,727	2,706	845	44,965	—	44,965
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	5,599	119	536	10,294	1	16,552	(16,552)	—
計	33,665	6,738	7,264	13,001	847	61,517	(16,552)	44,965
営業利益	1,118	261	464	1,570	54	3,470	—	3,470

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	58,780	11,085	11,790	6,712	1,687	90,057	—	90,057
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	10,469	228	1,365	24,518	2	36,583	(36,583)	—
計	69,250	11,313	13,156	31,231	1,690	126,641	(36,583)	90,057
営業利益	2,991	261	1,166	4,073	125	8,619	—	8,619

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米 アメリカ合衆国、カナダ
- (2) ヨーロッパ オランダ、ドイツ、イギリス、イタリア、ベルギー、フランス、スウェーデン
ノルウェー、フィンランド、チェコ、ポーランド
- (3) アジア シンガポール、マレーシア、台湾、中国、インドネシア
- (4) その他 オーストラリア

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	7,240	16,752	11,663	1,460	37,118
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	44,965
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	16.1	37.3	25.9	3.2	82.5

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	12,422	36,380	23,892	3,186	75,881
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	90,057
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	13.8	40.4	26.5	3.5	84.3

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米 アメリカ合衆国、カナダ
- (2) ヨーロッパ ドイツ、イタリア、イギリス、オランダ、フランス、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、ポーランド
- (3) アジア 台湾、中国
- (4) その他の地域 オーストラリア、中南米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(会計処理の変更)

第1四半期連結会計期間は「北米」と「中南米」を合わせて「アメリカ」として表示しておりましたが、当第2四半期連結会計期間における「北米」の売上高の趨勢に鑑み、第2四半期連結会計期間から「北米」の売上高を明確にするため、「北米」の売上高と「中南米」の売上高を区分し「中南米」の売上高は「その他の地域」の売上高に含んでおります。なお、第1四半期連結会計期間における「北米」の売上高は5,181百万円、「中南米」の売上高は592百万円であり、第2四半期連結会計期間における「中南米」の売上高は532百万円、第2四半期連結累計期間における「中南米」の売上高は1,125百万円であります。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成21年 6月 30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月 31日)
1 株当たり純資産額 1,800円75銭	1 株当たり純資産額 1,721円36銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第 2 四半期連結会計期間末 (平成21年 6月 30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月 31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	173,289	165,768
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	589	680
(うち少数株主持分) (百万円)	(589)	(680)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	172,700	165,088
普通株式の自己株式数 (千株)	98	97
期末の普通株式の数 (千株)	95,904	95,905

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月 30日)	
1 株当たり当期純利益 68円46銭	

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月 30日)
当期純利益 (百万円)	6,565
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	6,565
普通株式の期中平均株式数 (千株)	95,905

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1株当たり当期純利益	11円06銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
当期純利益（百万円）	1,060
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,060
普通株式の期中平均株式数（千株）	95,904

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第103期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）中間配当については、平成21年7月28日開催の取締役会において、平成21年6月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	2,925百万円
1株当たりの金額	30円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成21年9月4日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清稟監査法人

代表社員 公認会計士 高 橋 弘 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 石 井 和 也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シマノの平成21年1月1日から平成21年12月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月11日

【会社名】 株式会社シマノ

【英訳名】 SHIMANO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島野容三

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 島野容三は、当社の第103期第2四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。